

## 藤里町の給与・定員管理等について

## 1 総括

## (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 2,899	千円 4,341,849	千円 157,738	千円 715,344	% 16.5	% 17.8

## (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

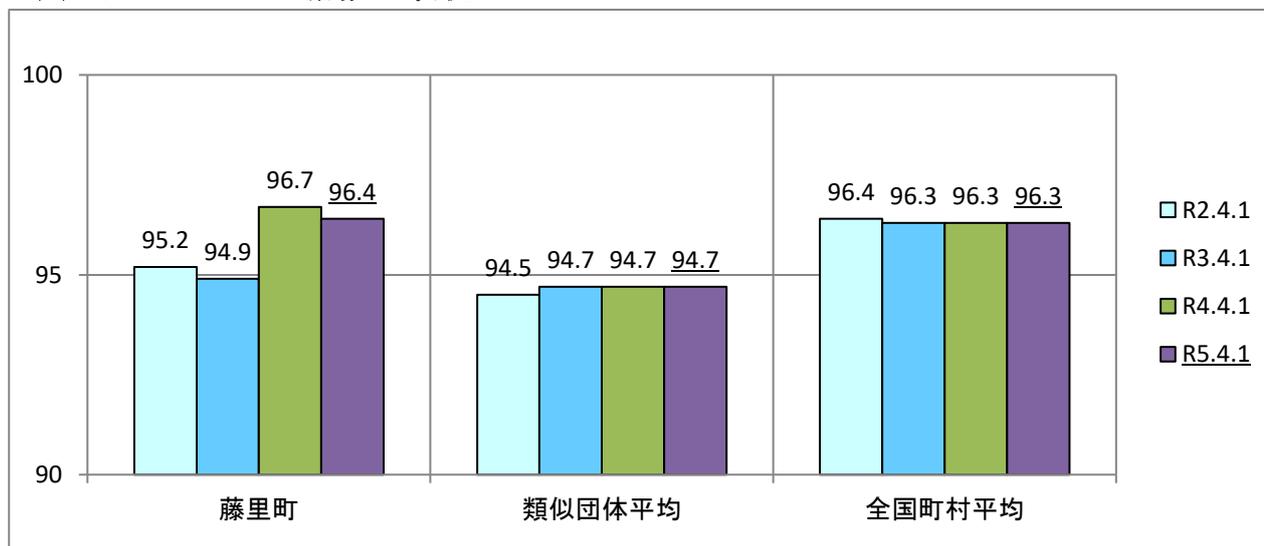
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 66	千円 232,562	千円 36,825	千円 90,501	千円 359,888	千円 5,453	千円 5,369

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

## (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①職員構成の変動がラスパイレス指数上昇の要因と考えられる。今後も人事評価制度を活用し、国の動向などを踏まえ、給与水準の適正化に努めていく。

#### (4) 給与改定の状況（人事委員会を設置していないので①②記載なし）

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円 ( )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成31年4月1日

（内容）秋田県人事委員会勧告及び他市町村との均衡を踏まえて改定を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

該当なし

③その他の見直し内容

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（5年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	39.6歳	292,939円	336,991円	325,031円
秋田県	43.0歳	322,600円	387,196円	352,396円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.0歳	292,377円	344,598円	319,247円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
藤里町	58.8歳	4人	249,180円	293,532円	255,193円	—	—	—	—
うち用務員	58.1歳	2人	—円	—円	—円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	241,700円	—
うち自動車運転手	63.8歳	1人	—円	—円	—円	乗用自動車運転手	54.0歳	247,400円	—
うちその他技能労務職	55.5歳	1人	—円	—円	—円	—	—	—	—
秋田県	54.3歳	220人	315,500円	356,092円	329,617円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	48.6歳	2人	255,717円	283,608円	269,307円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
藤里町	—	—	—
うち用務員	—円	3,253,900円	—
うち自動車運転手	—円	3,573,200円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人が特定されるものについては公表しない。（2人以下の項目）

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
藤里町	40.6 歳	275,473 円	308,048 円
秋田県	47.2 歳	373,800 円	406,037 円
類似団体	39.6 歳	269,977 円	297,994 円

④税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	32.9 歳	250,876 円	296,853 円	293,587 円
秋田県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	42.0 歳	352,263 円	— 円	428,330 円
類似団体	38.9 歳	281,290 円	341,551 円	306,004 円

⑤福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
藤里町	37.9 歳	282,139 円	298,755 円	299,239 円
秋田県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	44.2 歳	337,885 円	— 円	387,943 円
類似団体	39.8 歳	268,633 円	299,586 円	281,639 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区 分		藤 里 町	秋 田 県	国
一般行政職	大学卒	183,548 円	190,096 円	185,200 円
	高校卒	151,714 円	156,046 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	148,994 円	153,829 円	—
	中学卒	—	—	—
教 育 職	大学卒	—	212,359 円	—
	高校卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（5年4月1日現在）

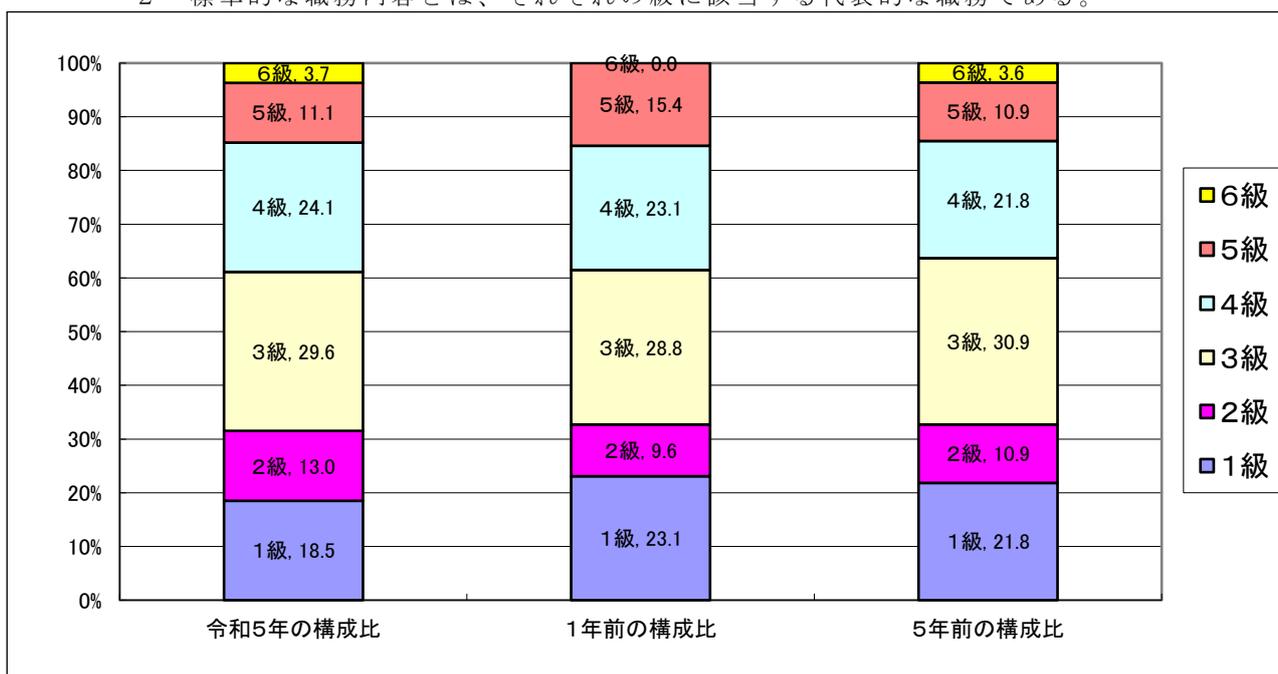
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	248,324円	329,923円	366,895円	390,266円
	高校卒	223,139円	299,701円	350,776円	370,320円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

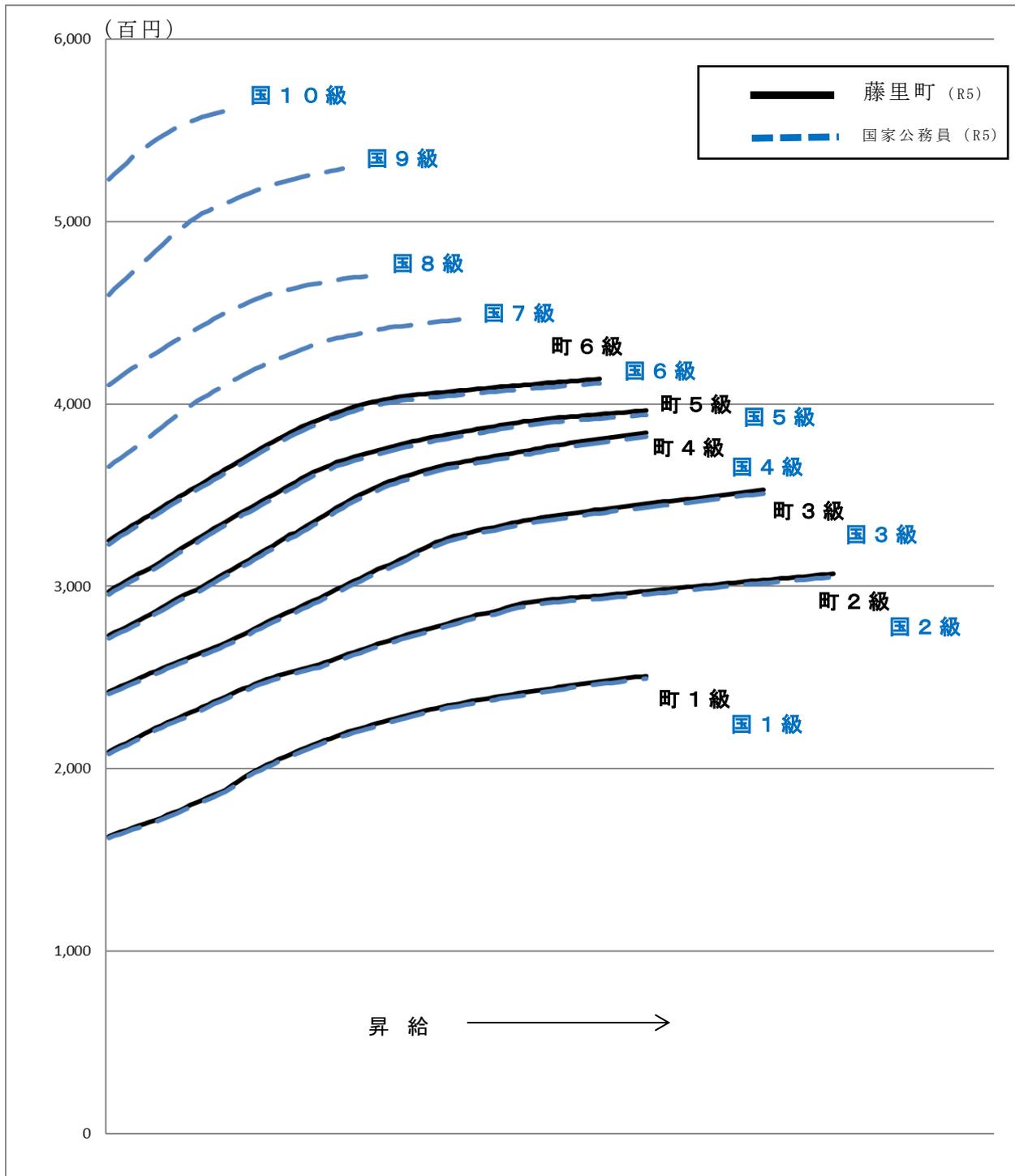
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	主幹、上席次・課長	2人	3.7%	321,562円	413,235円
5級	課長	6人	11.1%	291,843円	395,908円
4級	課長補佐、係長、上席主査	13人	24.1%	266,155円	383,819円
3級	主査	16人	29.6%	233,213円	352,590円
2級	主任	7人	13.0%	196,946円	306,451円
1級	主事	10人	18.5%	147,181円	249,432円

- (注) 1 藤里町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。  
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（藤里町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

藤里町	秋田県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,343千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,634千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.35月分 勤勉手当 1.95月分 （1.30）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.35月分 勤勉手当 1.95月分 （1.30）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（藤里町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（5年4月1日現在）

藤里町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%）			定年前早期退職特例措置（2～45%）		
1人当たり平均支給額 7,356千円 22,068千円					

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（5年4月1日現在）…該当ありません

支給実績（4年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
該当なし	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当（5年4月1日現在）

支給実績（4年度決算）			— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）			— 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）			— %	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
該当なし	—	—	— 千円	— 円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	12,448 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	210 千円
支給実績（3年度決算）	15,915 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	325 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、実際に時間外手当を支給された職員数であり、短時間勤務職員を含む

### (6) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	子以外 月額 6,500円/1人 子 月額 10,000円/1人 子のうち、15歳に達する日後の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間の子1人につき月額5,000円を加算	同じ		8,330千円	286,183円
住居手当	借家の場合支給限度額 27,000円	異	支給限度額 28,000円	2,020千円	252,500円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額55,000円 自家用車等利用の場合の支給限度額31,600円	同じ		2,394千円	80,550円
管理職手当	給料月額額の100分の12.5以下の額	異	支給割合が異なる	8,136千円	339,000円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ		0千円	0円

## 5 特別職の報酬等の状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給料	町 副 町 長 長	712,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	810,000円 / 457,500円	
		554,000円		650,000円 / 440,000円	
報酬	議 副 議 長 長 員	279,000円		360,000円 / 140,000円	
		242,000円		320,000円 / 115,000円	
		233,000円		300,000円 / 100,000円	
期末手当	町 副 町 長 長	(4年度支給割合)		3.125月分	
		議 副 議 長 長 員	(4年度支給割合)		3.125月分

退職手当	町副町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 $\times$ 勤続月数	16,062,720円	任期满了時
	給料月額 $\times$ 勤続月数	7,445,760円	任期满了時	
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

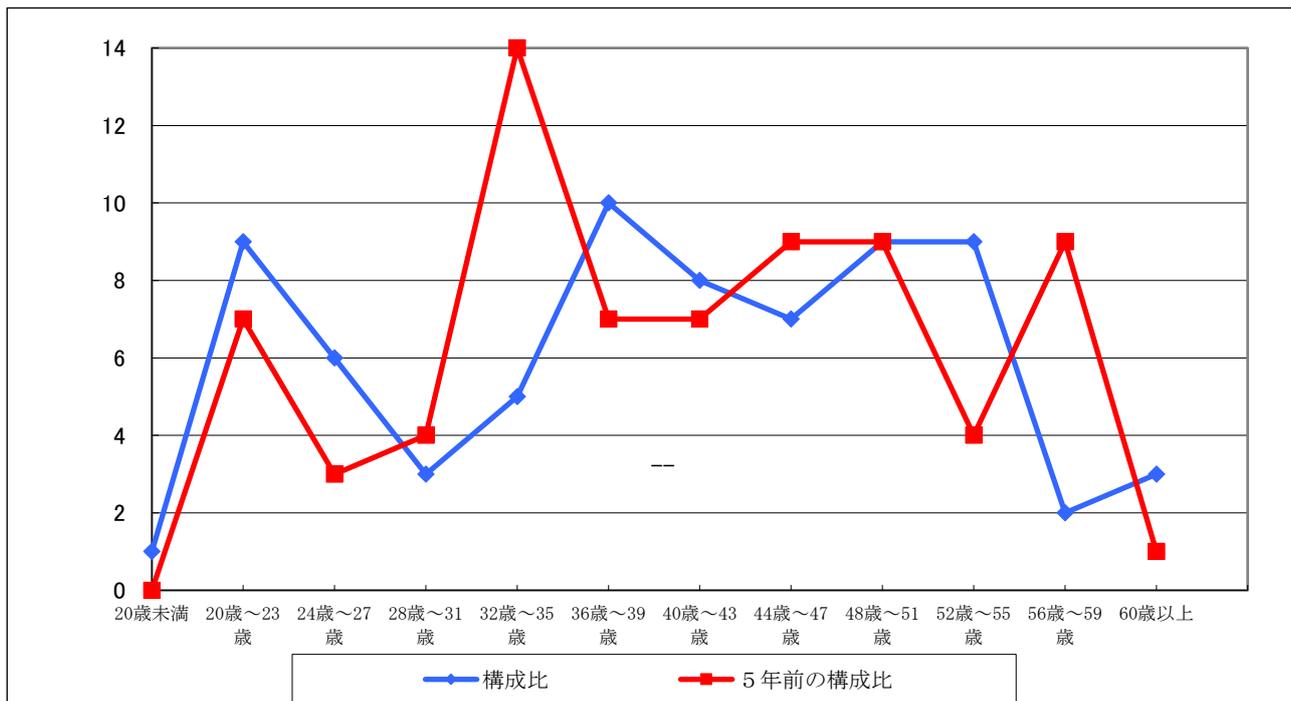
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	行政組織見直しによる増
		総務企画	16	17	1	
		税務	3	3	0	
		民生	7	8	1	
		衛生	6	6	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	10	10	0	
		商工	5	5	0	
	土木	5	5	0		
		計	53	55	2	<参考> 人口1万当たり職員数 182.82人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 221.45人)
	教育部門	13	12	▲1		
	消防部門	0	0	0		
	小計	66	67	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 227.66人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 257.87人)	
公営企業事業計等部門	病院	水道	0	0	0	
		下水道	1	1	0	
		その他	1	1	0	
		小計	3	3	0	
	小計	5	5	0		
	合計	71	72	0	<参考> 人口1万当たり職員数 244.91人	
		[ 74 ]	[ 74 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	6人	3人	5人	10人	8人	7人	9人	9人	2人	3人	72人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	過去5年間の増減（率）
一般行政	55	53	53	55	53	55	（％）
教育	13	13	13	13	13	12	▲1(▲7.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	（％）
普通会計計	68	66	66	68	66	67	▲1(▲1.5%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	5	5	▲1(▲16.7%)
総合計	74	72	72	74	71	72	▲2(▲2.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 78,646	千円 4,083	千円 —	% —	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 給与費等は、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤 里 町	26.8 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

藤 里 町	市町村公営企業（団体平均等）
1人当たり平均支給額（4年度） — 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,438 千円
（4年度支給割合） 一般職と同じ	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 （—）月分 （—）月分
（加算措置の状況） 一般職と同じ	（加算措置の状況） —

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在） 一般行政職に同じ

ウ 地域手当（5年4月1日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	—	千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	—	千円
支給実績（3年度決算）	—	千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	—	千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）
扶養手当	子以外 月額 6,500円/1人 子 月額 10,000円/1人  子のうち、15歳に達する日後の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間の子1人につき月額5,000円を加算	同じ		— 千円	— 円
住居手当	借家の場合支給限度額 27,000円	異	支給限度額 28,000円	— 千円	— 円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額55,000円 自家用車等利用の場合の支給限度額31,600円	同じ		— 千円	— 円
管理職手当	給料月額100分の12.5以下の額	異	支給割合が異なる	— 千円	— 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ		— 千円	— 円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 4年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
4年度	千円 70,874	千円 2,659	千円 —	% —	% —

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4 年度	人 1	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 5,936

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項 給与費等は、個人が特定されるおそれがあるため公表しない。

## ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
藤 里 町	32.8 歳	— 円	— 円
団 体 平 均	44.3 歳	330,766 円	493,186円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

## ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

藤 里 町	市町村公営企業（団体平均等）
1人当たり平均支給額（4年度） — 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,425 千円
（4年度支給割合） 一般職と同じ	（4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 — 月分 — 月分 （—）月分 （—）月分
（加算措置の状況） 一般職と同じ	（加算措置の状況） —

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在） 一般行政職と同じ

ウ 地域手当（5年4月1日現在） 該当なし

エ 特殊勤務手当（5年4月1日現在） 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	— 千円
支給実績（3年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	— 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（4年度決算）」と同じ年

度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	子以外 月額 6,500円/1人 子 月額 10,000円/1人  子のうち、15歳に達する日後の4月1日から22歳に達する日後の最初の3月31日までの間の子1人につき月額5,000円を加算	同じ		— 千円	— 円
住居手当	借家の場合支給限度額 27,000円	異	支給限度額 28,000円	— 千円	— 円
通勤手当	交通機関利用の場合の支給限度額55,000円 自家用車等利用の場合の支給限度額31,600円	同じ		— 千円	— 円
管理職手当	給料月額額の100分の12.5以下の額	異	支給割合が異なる	— 千円	— 円
休日勤務手当	勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ		— 千円	— 円